資料１-２

令和７年度　都道府県単位保険料率について（案）

標記について、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 160 条第 1 項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおりとする。

１．都道府県単位保険料率

北　海　道	１０．３１％	滋　賀　県	９．９７％
青　森　県	９．８５％	京　都　府	１０．０３％
岩　手　県	９．６２％	大　阪　府	１０．２４％
宮　城　県	１０．１１％	兵　庫　県	１０．１６％
秋　田　県	１０．０１％	奈　良　県	１０．０２％
山　形　県	９．７５％	和歌山県	１０．１９％
福　島　県	９．６２％	鳥　取　県	９．９３％
茨　城　県	９．６７％	島　根　県	９．９４％
栃　木　県	９．８２％	岡　山　県	１０．１７％
群　馬　県	９．７７％	広　島　県	９．９７％
埼　玉　県	９．７６％	山　口　県	１０．３６％
千　葉　県	９．７９％	徳　島　県	１０．４７％
東　京　都	９．９１％	香　川　県	１０．２１％
神奈川県	９．９２％	愛　媛　県	１０．１８％
新　潟　県	９．５５％	高　知　県	１０．１３％
富　山　県	９．６５％	福　岡　県	１０．３１％
石　川　県	９．８８％	佐　賀　県	１０．７８％
福　井　県	９．９４％	長　崎　県	１０．４１％
山　梨　県	９．８９％	熊　本　県	１０．１２％
長　野　県	９．６９％	大　分　県	１０．２５％
岐　阜　県	９．９３％	宮　崎　県	１０．０９％
静　岡　県	９．８０％	鹿児島県	１０．３１％
愛　知　県	１０．０３％	沖　縄　県	９．４４％
三　重　県	９．９９％		

２．適用時期

令和７年３月分（任意継続被保険者にあっては、同年４月分）の保険料額から適用

（参考）令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化

（単位：%）

		令和6年度保険料率 (a)	令和7年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)ー(a)
	全　国	10.00	10.00	0.00
1	北　海　道	10.21	10.31	＋0.10
2	青　森	9.49	9.85	＋0.36
3	岩　手	9.63	9.62	▲0.01
4	宮　城	10.01	10.11	＋0.10
5	秋　田	9.85	10.01	＋0.16
6	山　形	9.84	9.75	▲0.09
7	福　島	9.59	9.62	＋0.03
8	茨　城	9.66	9.67	＋0.01
9	栃　木	9.79	9.82	＋0.03
10	群　馬	9.81	9.77	▲0.04
11	埼　玉	9.78	9.76	▲0.02
12	千　葉	9.77	9.79	＋0.02
13	東　京	9.98	9.91	▲0.07
14	神　奈　川	10.02	9.92	▲0.10
15	新　潟	9.35	9.55	＋0.20
16	富　山	9.62	9.65	＋0.03
17	石　川	9.94	9.88	▲0.06
18	福　井	10.07	9.94	▲0.13
19	山　梨	9.94	9.89	▲0.05
20	長　野	9.55	9.69	＋0.14
21	岐　阜	9.91	9.93	＋0.02
22	静　岡	9.85	9.80	▲0.05
23	愛　知	10.02	10.03	＋0.01
24	三　重	9.94	9.99	＋0.05
25	滋　賀	9.89	9.97	＋0.08
26	京　都	10.13	10.03	▲0.10
27	大　阪	10.34	10.24	▲0.10
28	兵　庫	10.18	10.16	▲0.02
29	奈　良	10.22	10.02	▲0.20
30	和　歌　山	10.00	10.19	＋0.19
31	鳥　取	9.68	9.93	＋0.25
32	島　根	9.92	9.94	＋0.02
33	岡　山	10.02	10.17	＋0.15
34	広　島	9.95	9.97	＋0.02
35	山　口	10.20	10.36	＋0.16
36	徳　島	10.19	10.47	＋0.28
37	香　川	10.33	10.21	▲0.12
38	愛　媛	10.03	10.18	＋0.15
39	高　知	9.89	10.13	＋0.24
40	福　岡	10.35	10.31	▲0.04
41	佐　賀	10.42	10.78	＋0.36
42	長　崎	10.17	10.41	＋0.24
43	熊　本	10.30	10.12	▲0.18
44	大　分	10.25	10.25	0.00
45	宮　崎	9.85	10.09	＋0.24
46	鹿　児　島	10.13	10.31	＋0.18
47	沖　縄	9.52	9.44	▲0.08

令和７年度都道府県単位保険料率の算定について

（単位：％）

		医療給付費についての調整後の保険料率 (a+b)	医療給付費についての調整前の所要保険料率 (a)	調整(b) 年齢調整	調整(b) 所得調整	所要保険料率 (a+b+4.65)	保険料率（精算反映後、ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ反映前） (c)	保険料率（精算・ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ反映後） (d)	ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ分
	全　国	5.35	5.35	－	－	10.00	10.00	10.00	0.000
1	北海道	5.67	6.21	▲ 0.33	▲ 0.22	10.32	10.30	10.31	0.010
2	青森	5.19	6.35	▲ 0.37	▲ 0.79	9.85	9.84	9.85	0.007
3	岩手	5.02	5.99	▲ 0.35	▲ 0.62	9.68	9.61	9.62	0.010
4	宮城	5.42	5.91	▲ 0.16	▲ 0.33	10.07	10.10	10.11	0.010
5	秋田	5.37	6.72	▲ 0.63	▲ 0.72	10.02	10.01	10.01	0.000
6	山形	5.31	6.12	▲ 0.31	▲ 0.49	9.96	9.90	9.75	▲ 0.148
7	福島	4.94	5.43	▲ 0.20	▲ 0.28	9.60	9.61	9.62	0.010
8	茨城	5.05	5.07	▲ 0.04	0.02	9.70	9.66	9.67	0.010
9	栃木	5.21	5.38	▲ 0.08	▲ 0.09	9.87	9.81	9.82	0.010
10	群馬	5.10	5.20	▲ 0.02	▲ 0.08	9.75	9.76	9.77	0.010
11	埼玉	5.12	5.02	▲ 0.01	0.11	9.77	9.75	9.76	0.010
12	千葉	5.15	5.10	▲ 0.06	0.11	9.80	9.78	9.79	0.010
13	東京	5.26	4.46	0.17	0.63	9.91	9.90	9.91	0.010
14	神奈川	5.30	5.00	▲ 0.06	0.36	9.95	9.91	9.92	0.010
15	新潟	4.86	5.32	▲ 0.15	▲ 0.31	9.51	9.59	9.55	▲ 0.040
16	富山	4.98	4.95	▲ 0.07	0.11	9.64	9.68	9.65	▲ 0.027
17	石川	5.21	5.19	▲ 0.01	0.04	9.86	9.87	9.88	0.010
18	福井	5.28	5.47	▲ 0.14	▲ 0.04	9.94	9.93	9.94	0.010
19	山梨	5.17	5.46	▲ 0.16	▲ 0.14	9.82	9.88	9.89	0.010
20	長野	5.02	5.27	▲ 0.08	▲ 0.17	9.68	9.76	9.69	▲ 0.067
21	岐阜	5.28	5.39	▲ 0.00	▲ 0.10	9.94	10.01	9.93	▲ 0.079
22	静岡	5.11	5.07	▲ 0.04	0.08	9.76	9.79	9.80	0.010
23	愛知	5.33	4.92	0.19	0.23	9.98	10.02	10.03	0.010
24	三重	5.25	5.22	0.02	0.01	9.90	9.98	9.99	0.010
25	滋賀	5.22	5.28	0.08	▲ 0.14	9.88	9.96	9.97	0.010
26	京都	5.39	5.28	0.07	0.04	10.05	10.02	10.03	0.010
27	大阪	5.60	5.32	0.16	0.12	10.25	10.23	10.24	0.010
28	兵庫	5.51	5.52	0.02	▲ 0.03	10.17	10.15	10.16	0.010
29	奈良	5.42	5.88	▲ 0.02	▲ 0.43	10.08	10.02	10.02	0.001
30	和歌山	5.46	6.06	▲ 0.08	▲ 0.52	10.11	10.19	10.19	▲ 0.001
31	鳥取	5.26	6.09	▲ 0.16	▲ 0.67	9.92	9.92	9.93	0.010
32	島根	5.45	6.24	▲ 0.27	▲ 0.52	10.11	10.05	9.94	▲ 0.106
33	岡山	5.49	5.66	0.06	▲ 0.23	10.15	10.16	10.17	0.010
34	広島	5.31	5.41	0.04	▲ 0.14	9.96	9.96	9.97	0.010
35	山口	5.56	5.83	▲ 0.17	▲ 0.10	10.21	10.35	10.36	0.010
36	徳島	5.73	6.20	▲ 0.11	▲ 0.36	10.38	10.49	10.47	▲ 0.025
37	香川	5.59	5.99	▲ 0.05	▲ 0.35	10.24	10.20	10.21	0.010
38	愛媛	5.47	5.95	▲ 0.01	▲ 0.47	10.12	10.17	10.18	0.010
39	高知	5.48	6.03	▲ 0.17	▲ 0.39	10.13	10.12	10.13	0.010
40	福岡	5.65	5.90	0.04	▲ 0.29	10.30	10.30	10.31	0.010
41	佐賀	6.06	6.93	▲ 0.19	▲ 0.68	10.71	10.77	10.78	0.010
42	長崎	5.67	6.70	▲ 0.27	▲ 0.76	10.33	10.40	10.41	0.010
43	熊本	5.64	6.34	▲ 0.10	▲ 0.60	10.29	10.26	10.12	▲ 0.137
44	大分	5.62	6.41	▲ 0.22	▲ 0.57	10.27	10.29	10.25	▲ 0.048
45	宮崎	5.33	6.21	▲ 0.13	▲ 0.75	9.99	10.14	10.09	▲ 0.048
46	鹿児島	5.64	6.65	▲ 0.12	▲ 0.90	10.29	10.30	10.31	0.010
47	沖縄	5.03	6.41	0.11	▲ 1.48	9.69	9.44	9.44	▲ 0.002

・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.51%）、前期高齢者納付金等（3.38%）、保健事業費等（0.78%）、その他収入（▲0.03%）に係る合計の保険料率（4.65%）を加算したものである。

・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和５年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。

・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。

・ インセンティブ制度の加算額は、令和５年度の支部総報酬額の実績に0.01％を乗じて計算するため、これを令和７年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.01％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第133回運営委員会（令和６年12月23日開催）のインセンティブに係る資料（資料３）の「令和５年度（４月～３月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

調整前の保険料率と全国一律の保険料率の差を3つの要素に分解し、その内の年齢差・所得差に該当する保険料率を取り除く（年齢調整・所得調整）（※1、2）。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

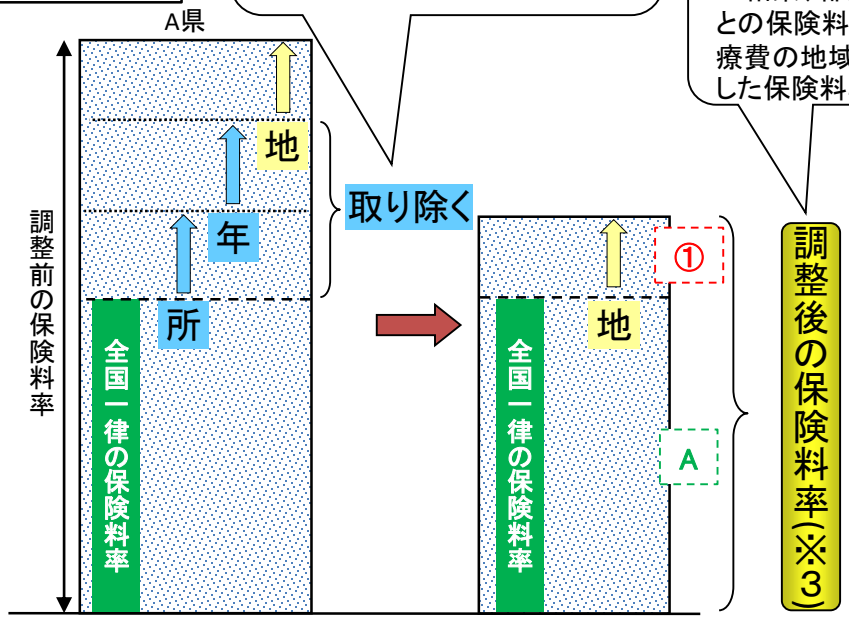

調整後の保険料率（※3）

＋

各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

＋

後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

共通料率 B

＋ ② 前々年度の精算 ＋ ③ インセンティブ

最終的な保険料率

A県の保険料率

平均保険料率 A＋B（＝10%） ＋ A県独自の保険料率 ①＋②＋③%

（※1） 年齢構成割合の差「（A県）-（協会平均）」に協会平均の1人当たり給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、年齢差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、年齢差による影響を取り除くことを、年齢調整という。

（※2） 1人当たり所得の差「（協会平均）-（A県）」に協会総計の給付費等を乗じた額に対応する保険料率が、所得差による上昇分となる。その上昇分を調整前の保険料率から引き、所得差による影響を取り除くことを、所得調整という。

（※3） 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

支部間の不均衡を是正するための年齢調整・所得調整のイメージ

年齢構成・所得水準の高低に応じて、年齢差・所得差に係る料率の正負が定まる。年齢差・所得差に係る料率と絶対値が同じで正負が異なる値を調整前の保険料率に加える（年齢調整・所得調整）ことで、調整前の保険料率に内在する年齢構成・所得水準による不均衡が取り除かれる。

地：地域差
年：年齢差
所：所得差

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

A県：年齢構成が高く、所得水準が低い　・・・　年齢差＋、所得差＋
B県：年齢構成が低く、所得水準が低い　・・・　年齢差－、所得差＋
C県：年齢構成が低く、所得水準が高い　・・・　年齢差－、所得差－
D県：年齢構成が高く、所得水準が高い　・・・　年齢差＋、所得差－

※下図では、年齢階級別の1人当たり医療費が全国平均と比較して高い場合をイメージしている（地域差＋、黄色矢印部分）。いずれの支部も、地域差の正負によらず、上記4パターンのいずれかに該当する。

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

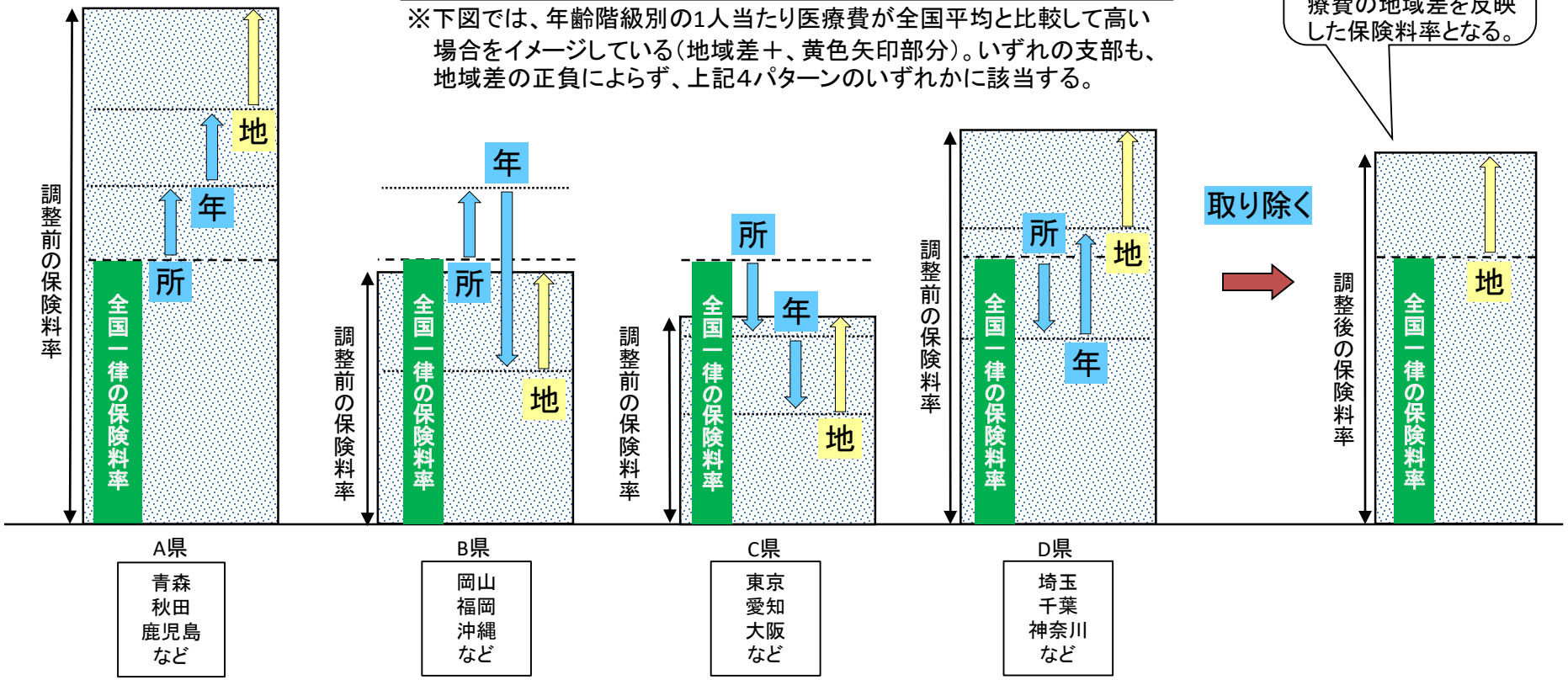

年齢差・所得差に係る料率の正負のパターン

インセンティブ制度の概要

○　協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

○　全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

■　特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。

■　評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③　支部ごとのインセンティブの効かせ方

■　保険料率の算定にあたり、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ分保険料率として0.01%（※）を盛り込んでいる。

（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・　事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。

■　その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【①評価指標・②評価指標ごとの重み付け】

評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率:50%　実施率の対前年度上昇幅:25%　実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率:50%　実施率の対前年度上昇幅:25%　実施件数の対前年度上昇率:25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率:100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率:50%　受診率の対前年度上昇幅:50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合:50%　使用割合の対前年度上昇幅:50%	50
合計	320

【③支部ごとのインセンティブの効かせ方】

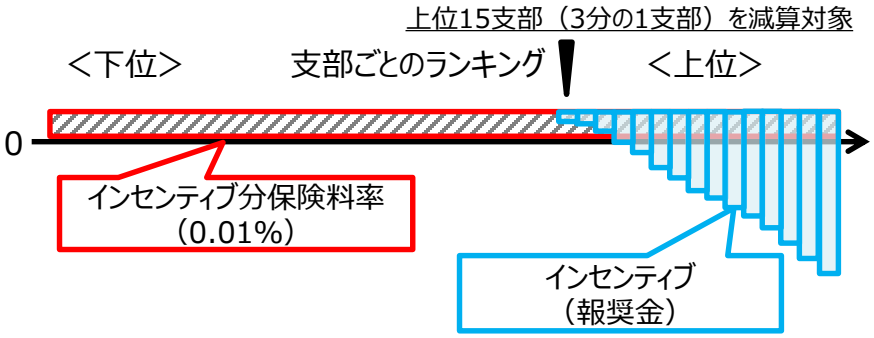

令和５年度実績（4月～3月速報値）のデータを用いた試算

第133回運営委員会	資料3

【令和５年度実績評価 ⇒ 令和７年度保険料率へ反映した場合の試算】

（令和７年度保険料率の算出に必要となる令和７年度総報酬額等の見込み額が現時点で未確定であるため、本試算と令和７年度保険料率に加算・減算される実際の率とは差異が生じることに留意が必要。）

加算率0.01

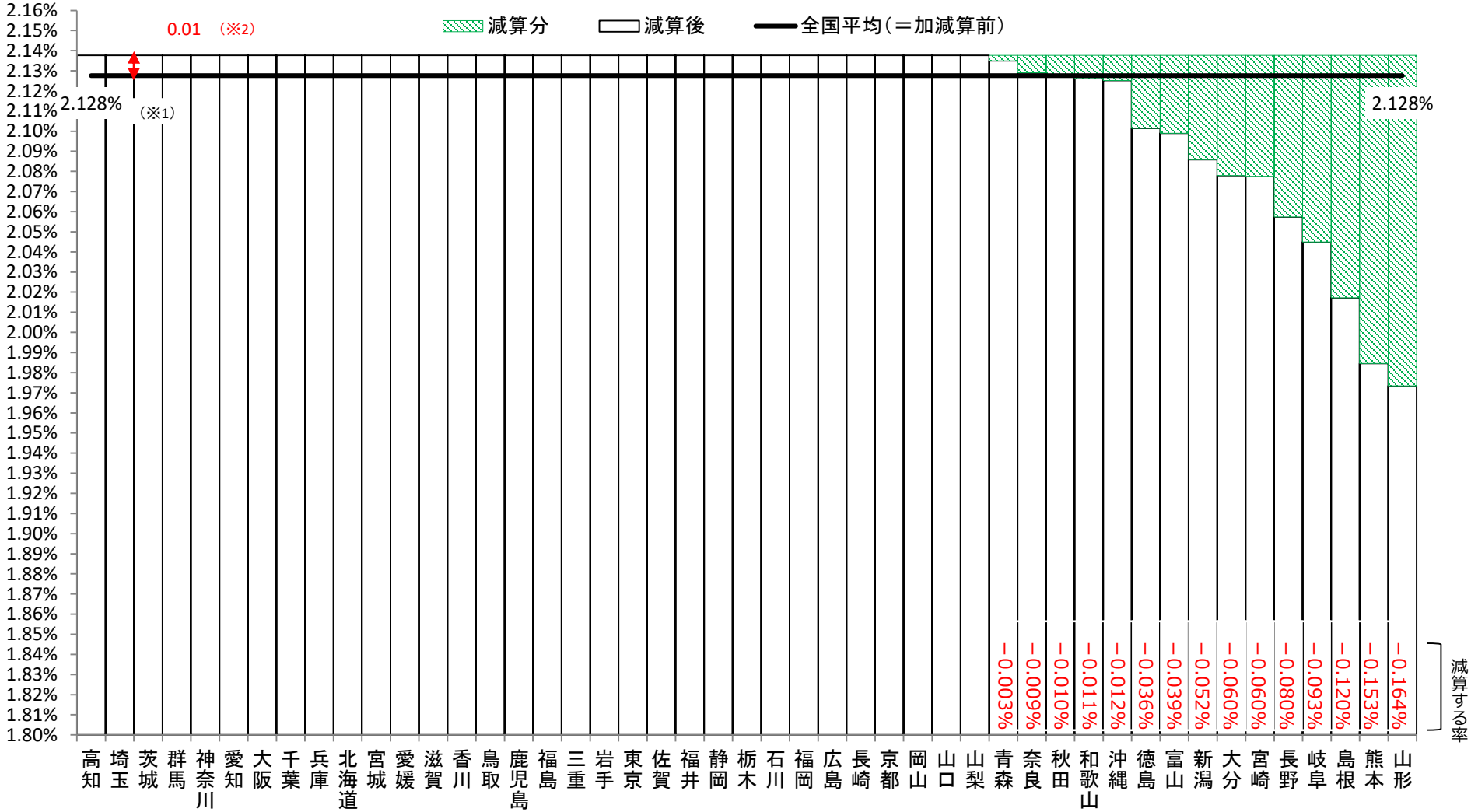

※1　令和７年度保険料率における後期高齢者支援金相当の保険料率は、令和７年度の後期高齢者支援金及び総報酬額の見込み額を基に算出するが、現時点では未確定であるため、令和５年度決算における後期高齢者支援金相当の保険料率（2.128%）で仮置きしている。

※2　令和７年度保険料率に加算されるインセンティブ保険料率は、令和５年度の総報酬額に0.01%を乗じた額を令和７年度の総報酬額の見込み額で除することにより算出する。

都道府県単位保険料率（激変緩和、インセンティブ及び精算反映後）の推移

都道府県単位保険料率の標準偏差は、ここ数年は同水準で推移している。

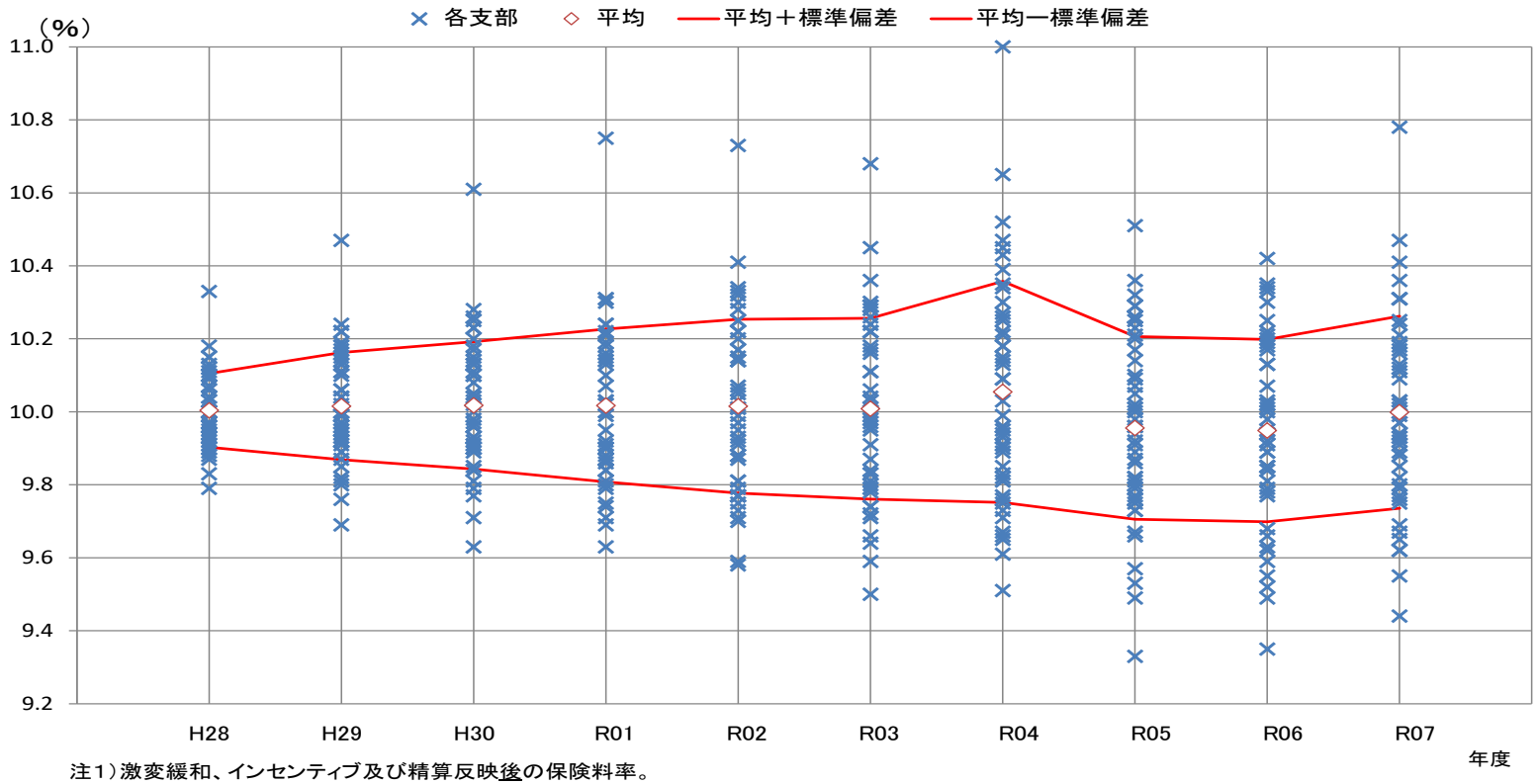

注1）激変緩和、インセンティブ及び精算反映後の保険料率。
　2）「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均（総報酬による加重平均）とは異なる。

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
平均	10.00	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.05	9.96	9.95	10.00
標準偏差	0.101	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250	0.250	0.263
最高料率	10.33	10.47	10.61	10.75	10.73	10.68	11.00	10.51	10.42	10.78
最低料率	9.79	9.69	9.63	9.63	9.58	9.50	9.51	9.33	9.35	9.44
最高料率−最低料率	0.54	0.78	0.98	1.12	1.15	1.18	1.49	1.18	1.07	1.34

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

都道府県単位保険料率（激変緩和、インセンティブ及び精算反映前）の推移

激変緩和、インセンティブ及び精算を反映する前の都道府県単位保険料率は、医療費の地域差のみが反映された料率となる。比較すると、標準偏差及び最高料率と最低料率の差は10年間同水準で推移している。

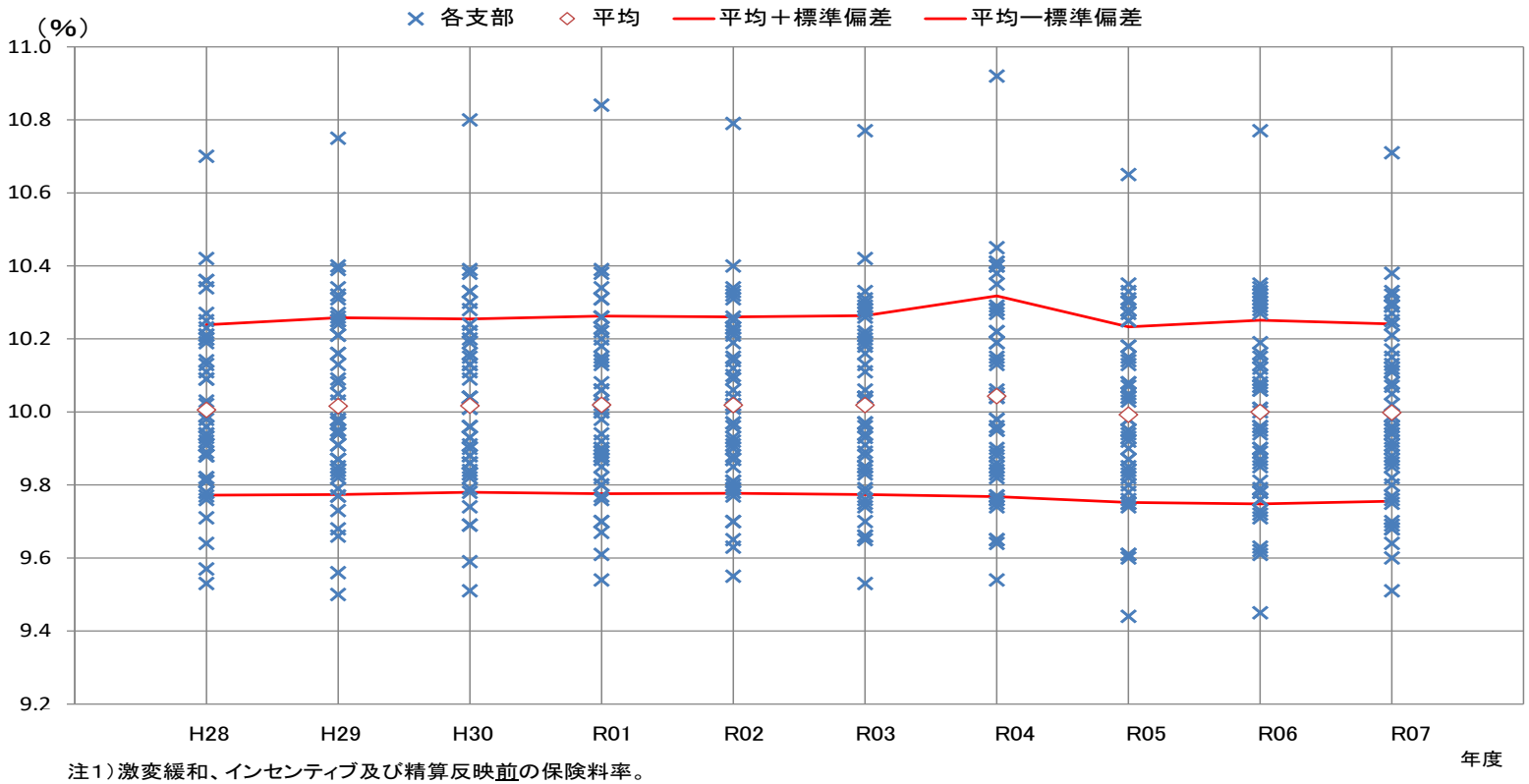

注1）激変緩和、インセンティブ及び精算反映前の保険料率。
2）「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均（総報酬による加重平均）とは異なる。

	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
平均	10.01	10.02	10.02	10.02	10.02	10.02	10.04	9.99	10.00	10.00
標準偏差	0.233	0.242	0.237	0.243	0.242	0.245	0.275	0.240	0.252	0.243
最高料率	10.70	10.75	10.80	10.84	10.79	10.77	10.92	10.65	10.77	10.71
最低料率	9.53	9.50	9.51	9.54	9.55	9.53	9.54	9.44	9.45	9.51
最高料率−最低料率	1.17	1.26	1.29	1.31	1.24	1.24	1.38	1.22	1.31	1.20

※標準偏差とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。

参考資料

これまでの激変緩和率の経緯

○　協会けんぽは、医療費適正化の観点から、都道府県単位に医療費の高低に応じて保険料率を設定している。

○　協会発足時は同じ保険料率であったことから、令和元年度までは、都道府県間の保険料率の差を縮小するため、都道府県単位保険料率（激変緩和前）と平均保険料率の差に激変緩和率を乗じた保険料率（激変緩和後）を用いている。

○　協会設立直後（平成21年度）の激変緩和率は、1/10。

○　平成22年度～24年度については、保険料率を引き上げるとともに、激変緩和率についても、支部間で変動幅が大きくならないように配慮し、0.5/10ずつ引き上げてきた。

○　一方で、平成25年度・26年度については、激変緩和期間を29年度から31年度（令和元年度）まで2年延長したこともあり、保険料率を据え置くとともに、激変緩和率も据え置いた。

○　27年度の拡大幅は10分の0.5として、激変緩和率は10分の3.0で設定。

○　28年度～31年度の拡大幅は10分の1.4として、平成31年度の激変緩和率は10分の8.6で設定。
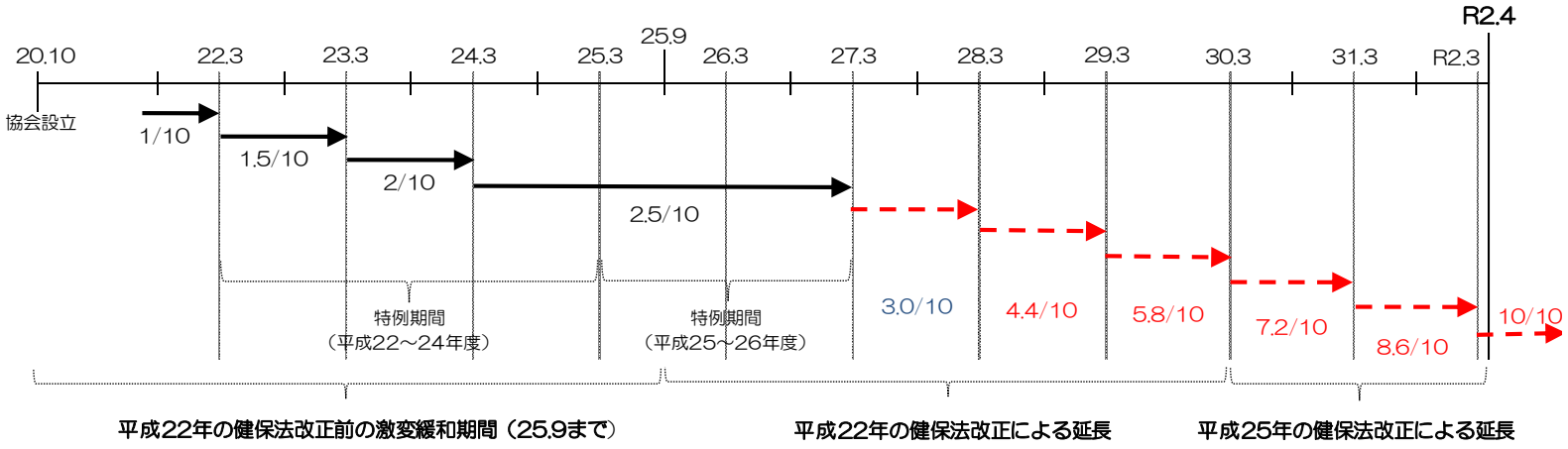
○　令和2年度の拡大幅は10分の1.4として、解消期限どおりに激変緩和措置を解消。